

○視能訓練士免許申請について

手続概要	視能訓練士国家試験に合格した人が視能訓練士免許を取得する際に申請する手続です。
根拠法令	視能訓練士法第3条、視能訓練士法施行令第1条、視能訓練士法施行規則第1条の3
申請方法	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。</p> <p>【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p>【手続対象者】 視能訓練士国家試験に合格した者</p> <p>【提出時期】 随時</p> <p>【手数料(説明)】 登録免許税(収入印紙)は9,000円です。</p> <p>【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p> <p>【免許申請について】 有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の籍簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。 ※ 免許申請行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。</p>